

PRESS RELEASE

平成 29 年 03 月 09 日発行

一括納入制度、枠組み変更へ

概要

平成 29 年度実施分以降の「諸団体会費一括納入制度」の枠組みが変更になり、一般財団法人東京大学運動会が離脱し、学生自治会、学友会、学生会館委員会、駒場祭委員会、およびオリエンテーション委員会の 5 団体のみの会費を新生生に一括で納入していただくことになりました。今後、一般財団法人東京大学運動会は独立して新生生からの会費納入を受けることになります。

本会としては、今後とも「諸団体会費一括納入制度」の透明性の確保等による制度の改善を目指して行く所存でございます。一層の本会運営へのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※ぜひ、最後までお読みください。

お問い合わせ先 (詳細は裏面)

東京大学教養学部学生自治会理事会事務局

駒場 | キャンパス学生会館 3 階 315 号室

電話 : 03-5454-4344

メール : komaba @ todaijichikai.org

これからの自治会費

平成 29 年度以降実施分の「諸団体会費一括納入制度」(以下、一括納入とする)においては、

- ・ 東京大学教養学部学生自治会 (学生自治会とする)
- ・ 東京大学教養学部学友会 (学友会とする)
- ・ 学生会館委員会
- ・ 駒場祭委員会
- ・ 東京大学教養学部オリエンテーション委員会 (オリエンテーション委員会とする)

の 5 団体に対する一括納入により自治会費を支払うことができます。

しかしながら、現時点において、会計や運営の透明性が確保できていない団体が存在するため、平成 29 年度は自治会費のみを納入する「個別納入」も受け付けます。平成 30 年度実施分から変更される可能性はあります。

また、平成 29 年 1 月 1 日以降は、本会会員でも、以下の 2 種類の会員に分類されています。

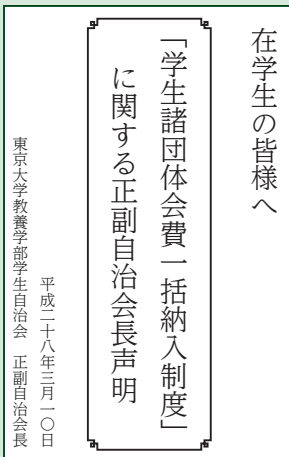
- ・ 通常会員 : 自治会費を支払っている教養学部前期課程生 (経済的事情等の理由があれば、会費は免除されます)
- ・ 准会員 : 自治会費を支払っていない教養学部前期課程生

後者の「准会員」は窓口サービスを受けることができないなど、一部権利に制限があります。

これは平成 28 年 12 月 16 日の第 133 期自治委員会第 3 回会議において行われた規約改正等に基づくものです。



諸手続きの際の自治会の説明・資料配布ブースの様子(納入手続きは別室)



『「学生諸団体会費一括納入制度」に関する正副自治会長声明』(2016/3/10)
<http://www.todaijichikai.org/shiryuu.html>

「諸団体会費一括納入制度」とは

東京大学の中には様々な団体があります。その中で、公共性が高く、学生生活の質の向上に繋がるであろう団体の会費を特別に諸手続き(通常3月末から4月初頭に行われる)の場で納入できるようになっています。しかし、この納入手続きを団体ごとに行っていたらどうでしょうか。不便で仕方がないことでしょうか。そこで、「一括納入」と呼ばれるこの制度は、まとめて「諸団体」の会費をまとめて納めていただくことで新入生及び諸団体の負担軽減のために実施されています。

なぜ(一財)東京大学運動会が問題なのか

オリエンテーション委員会によれば、平成25年度より、再三にわたり、(一財)東京大学運動会に対し、納入額の減額をお願いしてきており、その理由は以下の通りとなっております。

1. (一財)東京大学運動会の活動が全駒場生の利益に寄与しているとは言い難いため。
 2. 運動会費の一括納入に占める割合が突出しているため。
- しかし、それにもかかわらず、運動会費についてなら改善もなされずにきました。

さらに、右に記載している通り、6団体で一括納入制度の改革を進めようとするも、後ろ向きな姿勢を貫き、改革の足かせになってしまうという残念な結果となりました。

【発行者】

東京大学教養学部学生自治会理事会事務局
 事務局長 他学内自治団体との渉外担当

【連絡先】

東京大学教養学部学生自治会理事会 / 理事会事務局
 Web:www.todaijichikai.org
 Mail:komaba@todaijichikai.org
 TEL:03-5454-4344
 Twitter:@todaijichikai
 東京大学駒場1キャンパス 学生会館3階315号室

平成28年の本制度改革の発端

本制度改革は平成27年12月29日の「平成28年度学生諸団体会費一括徴収における情報公開の提案」に端を発します。これは一括納入制度における、透明性の確保のための情報公開を一括納入参加団体に対して呼びかけるものです。その後、平成28年2月11日にオリエンテーション委員会から以下のような連絡がありました。それは、オリエンテーション委員会は、平成二十八年度諸団体会費一括納入にあたって、学生が会費を納入したか否かを入学後に区別するための『証明証』を導入するから、学生自治会は、①証明証の存在を公式に認知し、②証明証を用いて納入者と非納入者を判断する機構を採用して欲しいというものでした。

これに対し、本会は平成28年2月19日に①証明書の認知、②証明証を用いた納入者と非納入者を判断する機構の採用を拒否すると通告いたしました。

これは、主に
 ・不十分な情報公開性
 ・会費納入の強制性
 によるものです。
 (詳細は『「学生諸団体会費一括納入制度」に関する正副自治会長声明』をご覧ください。<http://www.todaijichikai.org/shiryuu.html>)

その後、平成28年3月10日に『「学生諸団体会費一括納入制度」に関する正副自治会長声明』(<http://www.todaijichikai.org/shiryuu.html>)を発表し、この問題点が共有されたのであります。

改革の経緯

平成28年4月より、
 ・東京大学教養学部学生自治会
 ・東京大学教養学部学友会
 ・学生会館委員会
 ・駒場祭委員会
 ・東京大学教養学部オリエンテーション委員会
 ・(一財)東京大学運動会
 による、諸団体会費一括納入制度に関する6団体協議が実施されるようになりました。
 ・第一回：平成28年4月17日
 ・第二回：平成28年5月29日
 ・第三回：平成28年6月14日
 ・第四回：平成28年7月13日
 の計4回が実施されました。
 しかし、(一財)東京大学運動会は改革に対して後ろ向きな姿勢を示し、改革がなかなか進みませんでした。

最終的に、平成28年12月に以下のような連絡(原文ママ)がオリエンテーション委員会から(一財)東京大学運動会になされた連絡を受けております。

前提として、
 ・貴団体は4年以上も当委員会の改善要求を無視し続けた。
 ・当委員会は、来年度以降も貴団体が従来の10,000円、一括納入に参加することは認めない。
 ・覚書の署名が、当委員会から提示できる最終的な妥協案だった。
 ・しかしながら貴団体はその妥協案すら締結を拒否した。
 ・よって、これ以上の議論は無駄である。

以上諸項目より、以下の選択をしていただきたく思います。
 ・覚書を締結するか。
 ・一括納入と別枠で来年度以降、自主的に集金するか。

※「覚書」についてはオリエンテーション委員会からの公表はありません。

その後、平成28年12月23日に実施されたオリエンテーション委員会と(一財)東京大学運動会の二者間協議において、(一財)東京大学運動会が「覚書」の締結を拒否したために、(一財)東京大学運動会が一括納入の枠組みから外れることになったのです。今後は(一財)東京大学運動会は独自に納入を受け付けることとなります。もちろん、枠組みから外れた以上、金額設定も独自に行うこととなります。

そもそもなぜ会費が必要か？

例えば、学生自治会の場合、学生の皆さんがより快適に、充実した生活を送れるよう、学生の福利厚生に資する様々なサービスを実施しています。また、教養学部の教職員との協議を通して、学生の意見が大学運営に反映されるよう努めています。みなさまが、この東大でキャンパスライフを送るなかで、学生自治会の取り組みに参加したり、サービスを受けることも多いでしょう。その運営のために、入学時に2年分の自治会費をいただいております。他の学生自治団体も同様に、それぞれの役割を持ち、みなさんの納入して下さっている会費をもとに学生生活向上に資する活動を行なっています。

平成28年度の会費納入について

平成28年度の会費納入は以下の枠組みで実施されました。

- * 諸団体会費一括納入(合計¥25,500)
 - ・東京大学教養学部学生自治会(¥3,500)
 - ・東京大学教養学部学友会(¥5,000)
 - ・学生会館委員会(¥3,000)
 - ・駒場祭委員会(¥2,500)
 - ・東京大学教養学部オリエンテーション委員会(¥1,500)
 - ・(一財)東京大学運動会(¥10,000)
- * 単独で手続き
 - ・(公財)東京大学新聞社
 - ・東京大学消費生活協同組合

一括納入の納入率は90%を超えており、一定の理解は得られているものの、運動会費のみを納入しない学生や、オリエンテーション委員会への会費のみの支払いをする学生がいるなど、批判も根強いです。

自治会の個別納入の継続について

今回の改革は、単に運動会を一括納入制度から外すだけのものではありません。これまで、不透明性の高かったこの制度を透明性の高くなるような形にするのが目標です。本会としては、
 ・規約・諸規則のWeb公開
 ・会計の詳細化、Web公開
 ・毎年12月頃に各団体の情報公開について審査する場を設ける
 ・学生からの不満が根強いときは、個別納入導入の議論をただちに再開する

という4項目が満たされる目処が立てば、制度の透明性の確保がなされると考えられるので、個別納入の廃止をする可能性はありません。(皆さんの不満が強ければ、一度、個別納入が廃止されても、再導入される可能性はあります。)本来、運動会を除く5団体(学生自治会、学友会、学生会館委員会、駒場祭委員会、オリエンテーション委員会)は、互いに依存しあうことで成立しているのであって、この5団体の1つも欠けた場合は、他の4つも機能しなくなります。具体例を挙げるならば、

- ① 5団体は、互いに委員・会計監査委員の選出・被選出の関係にある。
- ② 5団体はいずれも、学生会館委員会の運営する学生会館・キャンパスプラザに拠点を置いている。
- ③ 学生の手による自主的な学生会館運営、駒場祭運営、オリエンテーションなどは、学生自治会などによる日々の学生自治擁護に向けた取り組みの上に成立するものである。

などということであり、個別納入を希望する学生の中には、「オリ合宿には行きたいが、オリエンテーション委員会以外の団体には会費・運営費を支払いたくない」という学生が存在することが想定されます。しかしながら、学生の手による自主的なオリ合宿・オリエンテーションの実現には、委員を選出したり会計を監査したりするという意味で、学生自治会・学友会・学生会館委員会が必要なのであり、また自主的なオリ合宿の前提たる学生自治の擁護のためには学生自治会を筆頭にした各自自治団体の日頃からの活動が重要であることは、これまでの歴史から明らかです。よって、学生自治会としては「オリ合宿に行くにはオリエンテーション委員会のみで運営費を支払えば良い」という論理は成立しないと考えられます。運動会は、その団体としての性質上、学生の手による自主的なオリエンテーションに資さないですが、逆に言えば運動会が諸団体会費一括納入制度から脱退する以上は一括納入を維持することに一定の正当性はあるものと考えられます。しかし、現時点では、透明性を確保できていないため、平成29年度は個別納入を継続することとしました。